

## 第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

### ②施設名等

名 称： 清風園

種 別： 児童養護施設

施設長氏名： 川添 聡

定 員： 41名

所 在 地： 長崎県佐世保市大和町898番地

T E L： 0956-31-6980

### ③実施調査日

平成26年1月31日～平成26年2月1日

### ④総評

◇特に評価が高い点

#### （１）理念

「すべての子供達の幸せのために、子供達への最善のものを」とモットーに、安心と信頼に満ちた生活環境を作り、子供自らの性質と能力を發揮できるようにし、心身の調和・発達を図り、健全な社会人として適応できるようにあらゆる事を日常生活の中で身につけられるように努めることを理念としている。本理念は、子どもの権利擁護を個人の尊厳と理解し、自立、社会人としてのマナー及び集団生活の視点が盛り込まれている。「子どもを入所者としてではなく自分の子どもとして考える」との信念が園長にあることが確認できる。

理念の下、職員は自分の子どもとして接し、共に生活し共に成長していき、子どもの自己を尊重した見守りの支援を行っている。

#### （２）リーダーシップ

園長は、自らの責任とリーダーシップについて「施設長の役割とリーダーシップ」「職員等の意識改革における施設長の役割について」という文書にて、表明している。自らが職員の模範となるよう自己研鑽のため資格取得の研修に参加し、養育においては職員日誌を確認している。また、スーパーバイザーを招いての研修等で養育・支援の質の向上につなげている。

経営や業務の効率化と改善に向けては、希望日に休める勤務シフトやトラブル発生時の必要に応じた迅速な配置転換等を行っており、独断では無く現場を確認しながら、施設の質の改善を行うなど組織としての取組みに十分な指導力を發揮している。

#### （３）子ども本位の支援

職員は、子どもたちのバックグラウンドを十分に把握し、子ども一人ひとりを尊重するとともに、登校や入浴の際、更には添い寝などを通して子どもの思いを汲み取り、本当の親のように接することで子どもが安心して安全に生活できる環境を作り、支援している。

また、子どもの思いを汲み取る機会として、子どもたち自身で運営する子ども会議を毎月開催し、職員はそのオブザーバーという立場を保ち参加している。子どもが主体になるよう見守りながらサポートしており、子ども会議によって理念に謳う自立を促す効果もあり、園の最大の特長となっている。

◇改善が求められる点

**(1) 中・長期計画**

施設の運営理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画の策定が待たれる。策定した中・長期計画を基に、各年度の事業計画を作成し、年度途中での計画の進捗状況のチェックと見直し、年度末には事業計画全体の評価・見直しを行うことが望まれる。中・長期計画や単年度の事業計画は職員を含め、施設全体で検討し、ハード・ソフト両面の更なる質の向上に期待したい。

**(2) マニュアルの整備**

数種のマニュアルは作成されており、職員にも周知できているが、他に必要なマニュアルが整備されていない。特に、標準的な実施方法に関するマニュアルがなく、職員の経験による支援であっては職員によって支援に差が生じると考えられる。経験や知識だけでなく、全職員が同レベルの支援を行うためには、基本となるマニュアルの整備を行い、職員へ周知し、実践に役立てることが望まれる。また、作成したマニュアルが有効であるかの点検、見直し、修正等を定期的に行うことを期待したい。

**⑤第三者評価結果に対する施設のコメント**

全職員の自己評価よりも、結果としては高く評価して頂き、責任の重さも実感しています。高く評価して頂いた結果は真摯に受け止め質を落とさずに、改善が望まれる点に於いては早急に整備をし、子どもたちにとっての安心・安全を提供できる施設へと精進していきます。評価項目に於いては、着眼点に対しても細分化した評価をした事により、評価項目の主旨を理解し、自分達に何が足りないのか現状と課題を知る機会になり養育の専門職者として資質の向上の不可欠さを改めて全職員で共通理解をする事が出来ました。特に中・長期計画、事業計画など施設の理念に基づいたビジョンをもち、反映させていけるようにする事、マニュアルの整備をし全職員が同じ支援の提供が出来るようにする事を合わせて進めていき、子どもたちへのより良い養育の提供と繋げていきます。

第三者評価受審にあたり、福祉総合評価機構様の御尽力に心より感謝申し上げます。頂いた子どもたちのアンケート結果が、職員一同のなによりの励みとなりました。ありがとうございました。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	a
② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>職員は、保護者や学校の先生などに子どもの入所理由や背景などを聞き子ども自身について把握している。また、入所時に生育歴を作成し全職員で情報共有している。</p> <p>3ヶ月に一度利用者アンケートを行ったり、子ども会議に職員が出席して話を聞いたり、子どもに心理の面談を受けてもらい一緒に課題に取り組むなど子どもを理解する取り組みを行っている。</p> <p>職員は子どもとの信頼関係を構築するために、通院や入浴など子どもと個別に触れ合う時間を確保し、子ども会議やアンケートなどで子どもの基本的欲求を把握している。食事を一緒に食べたり、風呂と一緒に入ったり、小学生には添い寝をすることで基本的欲求の充足を図っている。高齢児に対しては、外出日を決めず補習や部活に合わせて食事、風呂の時間を柔軟に対応している。</p> <p>子どもにとって身近な存在であるホーム担当職員は、日課や小遣い、勉強時間など一定の裁量権を持ち、子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。朝夕の忙しい時間帯にも、一人の職員が援助しなければならない子どもの数が極端に多くならないよう、担当ホームを持たない心理担当やパート職員などがフォローし配慮している。</p> <p>職員は、見守りを通して子どもの状況を把握し賞賛、励まし、感謝、指示、注意などを適切に行っており、必要以上の指示や制止を行っていない。つまずきや失敗があった場合は、子どもに振り返りの時間を持たせて反省文を書かせ、園長等がフォローするよう工夫している。</p> <p>施設内においては、年齢別に掃除、入浴、学習が日課表に基づき実施され、年齢段階に応じた図書や遊具、玩具が用意されている。幼児に関しては、幼稚園に10名就園させており、子どもの状況に応じて特別支援学校に通学する機会を保障している。子どもたちの学びや遊びについては、子ども会議やアンケート、地域の子供会でニーズを把握し、幼児の遊びや剣舞などにボランティアが活用されている。</p> <p>子どもが表出した欲求に対して、子ども会議で説明したり、ホーム便りに掲載するなど子どもが納得できるよう努めている。秩序ある生活の中、職員は倫理規範に則り、振る舞いや態度で子どもに規範を示し、社会生活で守りべきルールについては、子ども会議やマナー教室、入浴、登校時などで日常的に伝え子どもが習得できるよう支援している。</p>	

(2) 食生活	第三者 評価結果
① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
(3) 衣生活	
① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
② 子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
(4) 住生活	
① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>食事の時間は、毎日一定の時刻に決められ土日祝日は別時間とし、特に朝食は通常より一時間遅くし、夕食は一時間早くするなど工夫している。また、幼児は他の子どもに比べ早めの夕食となっている。食堂は職員による掃除や毎朝の消毒、夕食後は当番制で児童も掃除しており清潔が保たれている。テーブルにはクロスがひかれ明るい雰囲気となっている。座席は、兄弟や仲のよい子ども、同年代が着席できるよう配慮され、問題のある子どもの隣には職員が着席している。</p> <p>クラブなどで遅く帰宅する子どもには電子レンジで温められるよう、また、冷たいものは冷蔵庫で冷やすよう配慮している。誕生日には、児童のリクエストに応え、希望する外食に出かけ、おかげの日やひな祭り、クリスマスなど行事食を提供している。</p> <p>2週間に1度、嗜好調査を行い、食堂に設置している食べたいものをリクエストするためのボードに自由に書き込み、献立に反映されている。現在、アレルギーのある子どもはいないが、体調の悪いときには消化の良い体に優しい食事を提供している。毎日、平均2,300キロカロリーの摂取を念頭に置き献立を考え児童の発育に必要な栄養摂取量となっている。食習慣を身に付けるため、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事マナーが習得できるようマナー教室を開催している。幼児には、ご飯をやわらかくし、パンは食べやすく切って提供するなど工夫している。</p> <p>調理実習では、食材の買い出しと一緒に出掛け材料の選び方を教え、基礎的な調理技術を習得できる機会を設けている。ただし、調理実習には一部の子どもの参加となっているため、全員が参加できるよう、取組みに期待したい。</p> <p>毎月の献立表は掲示され、食に関する情報提供を行っている。偏食については、無理なときは少し減らして提供し、一緒に食べながら指導している。おせち料理や郷土料理などを提供し、食文化を継承できるよう工夫している。</p> <p>衣習慣の習得のため衣替えを6月と11月に行い、タンスには名前を貼ってわかりやすく工夫している。</p> <p>デパートショッピングを年に夏冬2回実施し、子ども自身が好みに合わせ購入できる機会を設けている。衣服には制限を設けず、自己表現できるよう支援している。幼児や小学生には着替えの時に着脱や整理整頓の支援しており、中高生は洗濯やアイロンがけを自分でできるよう指導するなど子どもの発達段階に応じた支援を行っている。</p> <p>月1回の職員による園内作業や環境整備などにより園の内外は整理整頓、美化されている。</p> <p>居室には花や子ども自身が作った作品が飾られるなど温かみのある環境となっている。トイレや洗面所は幼児、小学生、中高生用に年齢に応じて使いやすいよう配慮されている。年に2回の大掃除を行い、食堂、居室、階段などは当番制で全員が掃除に当たっている。特にトイレや風呂は中高生が中心となり掃除を行っている。</p> <p>破損箇所の修繕については、一部行われていないところがあり、迅速な取組みが期待される。</p> <p>居室は1部屋に4人が基本となっている。テレビなどを設置した寛げる空間としてプレイルームがあり、年少児が寂しくないよう居室はプレイルームの隣に配置している。幼児は職員室の近くに配置して職員の目の届きやすいよう工夫している。子どもの賞状を玄関に飾るなどプライドや向上心を持つような配慮が確認できる。</p>	

(5) 健康と安全	第三者 評価結果
① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
(6) 性に関する教育	
① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>子どもの健康は、健康観察記録簿に記録し、把握している。幼児はトイレトレーニングを実施し、排泄後の始末など支援している。爪切りや耳かきは週一回実施し、うがいや手洗いの習慣を養うため注意喚起のポスターを園内に掲示している。</p> <p>寝具の日光消毒は週に2日行っており、夜尿症の子どもにはおねしょマットを使用するなど清潔が保てるよう支援している。毎日入浴し、整髪、髭剃りなどの身だしなみは風呂に職員と一緒に入り指導し、自己管理できるよう支援している。</p> <p>毎月の安全教室や登校引率時、調理実習時に危険物の取り扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。施設内外における危険箇所の把握は月1回の点検時に行われ、職員や子どもに周知させている。子どもの健康状態や発育発達状態は月1回の健康診断や健康観察記録により把握している。てんかんやぜんそくのある子どもについてはかかりつけ医と連携し、朝など変化しやすい時間には注意して観察している。服薬管理の必要な子どもについては、医師の意見を聞き服薬表を記録している。幼児は毎朝検温し、月1回全員を対象に身長・体重測定を行い、健康管理に努め、協力医とはいつでも対応できるよう協力体制を整えている。</p> <p>年に1回、保健師に依頼して性についての講演を行っている。職員は異性とのつき合いについて、ある程度のルールを持って交際するよう交際相手にも話している。</p> <p>今後は、年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい知識を得る機会を設けることや職員に対する性教育の研修について取組みに期待したい。</p>	

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	a
② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>子どもが身につけるものや日常的に使用するものについては個人所有としている。個人所有のものは、趣味や好みが反映できるよう買い物を支援している。</p> <p>ただし、お茶碗や箸については、全員同じものであり個別性に配慮するよう期待したい。</p> <p>所有物については、子どもの許可を得て、できるだけ見えないところに記名している。幼児については、保管場所に動物の絵を用い、所有物が分かるよう工夫している。所有物の紛失防止のため、個々のロッカーを設け、片付けるよう指導している。子どもの成長の記録は一人ひとりに用意し、本人は自由に閲覧できる。入所後の成長の記録に空白ができないよう毎年記録を収集し整理している。</p> <p>日常生活のあり方については、子ども会議で話し合い子どもの意見を反映させている。行事等については、休日でない日を選び、ゆとりある生活ができるよう配慮している。また、行事等の不参加については理由を確認し、子どもの選択を尊重している。</p> <p>休日だけでなく毎日のスケジュールに自由時間を設定し、自発的活動ができるよう配慮している。学校のクラブ活動、地域のサークル活動などは保護者と協議し、できる限り本人の希望に沿えるように支援している。</p> <p>習い事は、塾や習字、空手など自由に認めている。金銭の管理は、小遣帳を使い、無駄遣いをしないよう貯金の額を教えている。外出日に子どもだけで買い物したり、デパートショッピングで職員と買い物したりし、金銭感覚が身に付くよう支援し、また、小遣いの用途について自主性を尊重している。</p>	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>落ち着いて勉強できる空間を確保するために多目的室や面会室を利用できるようにしており、高校生には個室を与えるなど支援している。</p> <p>毎日、勉強時間を確保し土日についても施設独自のプリントを配布し、学習させるなど支援している。学校の教師と年1回面談を行い、必要に応じて個別に学習時間を変更するなど学力を伸ばす環境づくりに配慮している。小学生には週3日公文の日を設けて基礎学力の向上に努め、進学児童には学習塾を活用するなどの支援を行っている。また、高校進学希望については進学を保障している。</p> <p>進路選択については、オープンスクールに参加させ、年に2～3回、保護者と一緒に進路相談を行っている。進路については中学1年から相談の機会を作り、養護施設独自の奨学金制度の紹介を含め、経済的な援助についても情報提供している。進路に失敗した場合や大学進学後、就職後の延長の制度があり、できるだけ施設を利用できるように支援している。また、英検など各種の資格取得を奨励している。</p> <p>子どもの希望に応じてアルバイトなど就労体験を積めるよう支援しているが、職場体験等の社会経験の拡大については取組みを期待したい。</p>	

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	a
② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
(11) 心理的ケア	
① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>子どもが問題状況に陥った時には、職員が一对一で関わり落ち着いてからみんなと合流するように支援している。また、問題行動により生じた生活への影響を立て直すため、担当以外の職員に対応させるなど工夫している。</p> <p>月に1度、問題行動を正す教育法の内部研修を実施し、援助技術を習得している。問題行動に対してはタイムアウトを取るため、空いている部屋で落ち着かせ、場合によっては、児童相談所や警察などに対応を依頼する体制を整えている。</p> <p>事態改善については、児童相談所とケース会議を行い改善の方策を見つけ出すよう努力している。職員は、日頃から倫理規範を念頭に置き、子どもたちの模範となって他人に対する配慮や接し方を示している。人権に対する教育として、子どもの権利ノートを子ども会議で説明する機会を設けている。</p> <p>問題発生予防のため、新人職員とベテラン職員が組み、問題を持った子どもには最初は個別で対応し、児童相談所にフォローアップの面談を依頼している。問題が発生した場合は、朝礼で情報を共有し全職員で対応する体制になっている。保護者からの強引な引き取りの対応については、子どもを玄関に出さずベテラン職員か男性職員が対応するようにし、引き取る場合も保護者やソーシャルワーカー、児童相談所と協議して決定している。</p> <p>ただし、緊急時、警察へ協力を依頼できるよう連携が図られていないため、今後の取組みを期待したい。</p> <p>施設には、認定心理士の資格者が配置され、心理的支援を行っている。また、月1回スーパービジョンの先生の訪問があり、相談も可能である。心理士は子どもとの面談内容について担当職員へ報告し、連携を取っている。</p> <p>職員に対しては、毎月スーパーバイザーを招き、スーパービジョンが行われ心理的なケアが必要な子どもへの対応を研修している。</p> <p>ただし、心理的な支援を必要とする子どもについて、その解決に向けた心理支援プログラムが策定されていないため今後の取組みに期待したい。</p>	

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	a
③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>措置変更にあたりケース会議や児童相談所や転出先の先生、可能な場合は保護者を含め協議を行っている。変更前の援助について情報収集を行い、継続的な支援を行うため育成記録を作成している。</p> <p>ファミリーソーシャルワーカーを窓口とし、措置変更後も子どもが相談できる体制を取っている。措置変更後1ヶ月位までは電話などで連絡を取るようにし、児童自立支援施設へ措置変更した子どもや自立した子どもについて、養育が必要と判断された場合は再入所の措置に対応している。</p> <p>ただし、措置変更時に、子どもに対しその後の相談方法などについて文書を渡していないため、今後の取組みに期待したい。</p>	

## 2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援	
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>保護者面談や家庭訪問が行われており、学校行事への参観も呼びかけている。一時帰宅等の後は個別に話を聞いたり、入浴時に身体状況を確認する等、不適切な関わりの有無について発見に努めている。</p> <p>保護者によるクレームや不当に妨げる行為に対しては、電話の段階で面会不可であることを伝え、児童相談所に連絡している。職員が子どもと家族とのつながりを大切にしている姿勢は確認できる。</p> <p>面会や一時帰宅時は、その都度誓約書を作成している。ケース会議で一時帰宅時等の様子を保護者に確認し、外出・外泊面会記録に記載している。</p> <p>家族が特殊な状況にあり、子どもが面会等を希望しない場合は、子どもの意思が尊重されている。帰省中に職員が突然訪問し様子を見る場合があり、子どもの状況確認は出来る範囲内で行われている。施設内には臨時的な宿泊施設はあるが、必要な期間一緒に過ごせる施設が無いため、今後整備することが望まれる。</p>	

## 3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	c
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>子どもの状況は児童自立支援計画書に記録している。可能な場合は親向けにも自立支援計画票が作成され、いずれも3ヶ月に1回、定期的に見直しが行われている。</p> <p>支援計画は子どもが理解できるよう、3ヶ月での目標を定めている。ケースカンファレンスの急な変更が生じた場合はその都度個別対応している。</p> <p>ただし、仕組みや手順が明確で無いので、マニュアルとして整備されることが望まれる。</p> <p>自立支援計画の記録方法はO J Tで行われている。記録の保管や廃棄に関する規定、情報開示を求められた際の規定が無いため、今後整備することが望まれる。</p> <p>記録についてパソコンは利用されていないが、出勤時に事業日誌を確認する等、必要な仕組みは整備されている。</p>	



#### 4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	a
② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>CSP研修をはじめ、子どもの尊重や基本的人権に関する研修、倫理綱領を朝・昼礼会議時に読み合わせる等、職員が共通理解を持つための取組が行われている。</p> <p>児童相談所と連携した上で、子どもが「なぜここに入るのか」を小学生にも話し、事実を伝えるよう努めている。プライバシー保護については、子どもたちの「お約束」はあるが、職員向けの規程・マニュアルが整備されていないため、整備が望まれる。更にマニュアルに基づいた養育・支援が行われることが求められる。</p> <p>食堂にアンケートボードが設置されており、子どもたちの要望が多数寄せられていることが確認できる。月1回子供会議が行われ、子供自身が生活の課題等について検討する機会が設けられている。また夏休み・冬休み前には、生活日課について話し合いが行われており、意見が反映するよう努めている。</p>	
(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
(4) 権利についての説明	
① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a
③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	c
(6) 被措置児童等虐待対応	
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b

<b>(7) 他者の尊重</b>	
① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づか いや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p><b>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</b></p> <p>法人のホームページは作成されているが、施設に関するものは公開されていない。 施設はパンフレットや機関誌「紙ふうせん」を作成しており、わかりやすい情報提供が行われている。</p> <p>入所にあたっては「お約束」により養育・支援の内容が具体的に説明されている。子どもの不安解消のために心理カウンセラーと担当者で心理面談を行い、児童相談所と連携しながら、どれだけの支援が必要かを見極めている。施設での生活が始まるまでの手順はあるが、マニュアル化されていない。今後の取組みが待たれる。</p> <p>子どもが権利について正しく理解できるような取組みとして、毎月子ども会議で権利ノートを読んでいる。成長に応じて理解できるよう、子ども会議は小・中・高に分けられている。</p> <p>子どもの相談方法について、意見箱を設置し、相談方法・相談相手を選べることを説明した文章を意見箱の横に貼っている。また心理カウンセラーによる心理面談で代弁してもらった取組みも行われている。園長が小遣いを渡す際に、意見を引き出すような接触が必ず行われている。苦情解決については、意見箱の結果が保存され、苦情内容と解決結果が「紙ふうせん」で公表されていることが確認できた。ただ子ども等からの意見や苦情への対応マニュアルが整備されていないので、整備し定期的に見直すことが望まれる。</p> <p>体罰等の禁止は運営規程に明記されている。またCSP研修や外部講師による研修等、虐待等の禁止に関する研修の機会が多く設けられている。不適切なかかわりの防止について、年に1回、子どもに周知している。職員が向き合えなくなった場合は、配置転換により対応している。</p> <p>子どもとのふれあいについては、職員も一緒に入浴し、ふれあう時間を確保している。バレーボールの練習や球技大会等への参加も行われている。</p>	

## 5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	a
<p><b>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</b></p> <p>園長は定期的な建物内外の見回りや点検を行い、事故発生対応マニュアルの職員への周知を促し子どもの安全確保のため組織として体制を整備している。</p> <p>子どもの安全確保に関する担当者を役割分担表において決めており、避難訓練時などで検討会を実施している。マニュアルは担当部署の職員が見直しを行い職員への周知ができています。</p> <p>毎月の交通安全指導や避難訓練などで犯罪や被害から自分を守るための遵守すべき事項について支援している。</p> <p>災害時の対応は、マニュアルに沿って様々な災害に対応できるような体制が整えられているが、火災以外の災害に関する訓練は実施されておらず、今後の取組みに期待したい。</p> <p>災害時、点呼や携帯電話による子どもの安否確認の方法が全職員に周知され、食料や備品類の備蓄リストを作成し災害に備えている。備蓄品は、賞味期限の切れる前にチェックし、期限が近いものは防災の日に意識を高めるため全員で食べることにしている。</p> <p>避難訓練は、年に1度消防署の立会いがあるものの、地域との連携については行われておらず今後の取組みに期待したい。</p> <p>遊具の点検は週1回、建物の点検は月1回点検チェック表を用いて行っており、薬品や危険物は鍵のかかるところに保管されている。</p> <p>子どもの安全を脅かす事例については、ヒヤリハット記録で細かい事例も報告し改善点を伝えるようにしている。避難訓練や交通安全指導実施後には評価・改善を行い、職員に向けて護身術研修など安全確保の研修を行っている。</p> <p>外部からの不審者侵入防止のため施設内に4箇所の防犯カメラの設置やさすまたや護身術の訓練を実施している。また、佐世保市、警察、学校、児童相談所、協力医などに必要な協力が得られるよう努めている。</p>	

## 6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流	
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	a
(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	a
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>社会資源は、体系的にまとめて電話番号を記載したリストを作成し、職員の目に付くところに設置している。年度初めに小中学校とは連絡協議会を開き、児童相談所とは年に1回の連絡協議会を行っている。また、警察や医師、行政、弁護士、児童相談所などで構成される要保護児童対策地域協議会は2ヶ月に1回の会議を開催し、関係機関とのネットワーク化に取り組んでいる。</p> <p>関係機関には、子どもが家庭に復帰した時に地域の民生委員に呼びかけをしてもらうなどの取組みを行っており、児童相談所には問題が生じた際には全て連絡している。</p> <p>学校との連携を図るため職員がPTAの役員をしたり運動会や授業参観などの行事に参加し、また、清風園まつりに学校関係者も参加してもらうなど取り組んでいる。</p> <p>学校には年度初めに園の基本方針の説明を行い、それぞれの方針について確認し合う機会を設けている。地域とのかかわりについては、運営方針に基本的な考えを記載し、地域行事等の情報を掲示するなどして子どもに情報を提供している。</p> <p>地域との交流のため清風園まつりや地域の子供会に参加しており、行事には職員が必ず同行している。</p> <p>施設の職員は、PTA役員やライオンズクラブ会員、少年消防クラブの副会長などを務め地域で活躍している。また、地域では、米軍基地の兵隊で組織する団体が定期的に寄付を行うなどの協力がある。子どもたちで結成しているレオクラブが地域の清掃活動に参加するなど地域社会への活動も支援している。</p> <p>学校の友人等が施設へ遊びに来やすいようグラウンドの使用やプレイルームの使用を許可している。施設が有する機能を地域に開放する取組みとして、DV受け入れや里親休息支援、ショートステイ、トワイライト支援などを行っている。</p> <p>ただし、地域に向けての講習会や研修会などは実施しておらず、今後の取組みに期待したい。</p> <p>ボランティア受入れに関しては基本姿勢を明文化しており、必要事項が記載されたマニュアルも整備されている。ボランティアにはマニュアルを使用し、必要な説明や研修を行っており、施設主催の米軍との行事には英会話のできるボランティア、剣舞の指導のためのボランティアなどを招いている。</p> <p>要保護児童対策地域協議会への参加や学校支援会議での民生委員との会議により、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。また、学校保護者で構成されているおやじの会等で里親になりたい人やショートステイ利用についての情報収集を行い福祉ニーズの把握に努めている。</p>	

## 7 職員の資質向上

		第三者 評価結果
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	c
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>職員一人ひとりについて研修計画が策定され、園長との面談による専門資格の必要性を把握している。施設内外の研修については、経験年数に応じ参加させている。また、新人研修や調理職員や心理職員向けの研修も計画し受講している。研修参加後は報告書を作成させ、月1回の報告会や回覧により全職員で共有している。</p> <p>ただし、施設がめざす養育や支援について、計画の中に基本的姿勢や意識、施設が職員に求める専門性や専門資格が明示されておらず、また、研修成果に関する評価分析、その結果に基づく研修計画やカリキュラムの見直しも行われていない。今後の取組みに期待したい。</p> <p>職員の援助技術の向上については、3ヶ月に1度の園内研修やスーパーバイザーを招き研修を実施している。職員がひとりで問題を抱え込まないよう、臨床心理士によるメンタルヘルスケアを毎月1回実施し、園の心理士にも相談できるよう体制を整えている。</p> <p>月に一度、自己評価を実施し課題や問題等の悩みを抽出し、問題がある場合は園長との面談やメンタルヘルスケアに参加を促している。また、問題となる子どもを担当する職員に向け、ケース会議で対応を考えるなどチームワークを大切にしながら支援している。</p>		

## 8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	c
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	c
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>法人としての理念は広報誌・パンフレット等に記載されているが、施設としての理念について、見直しが進められている。運営理念では、子どもの権利擁護を個人の尊厳と理解し、自立、社会人としてのマナー及び集団生活の視点が盛り込まれている。「子どもを入所者としてではなく自分の子どもとして考える」との信念が園長にあることが確認できる。</p> <p>基本方針は、運営方針を踏まえ「紙ふうせん」に月間指導目標として明示されており、倫理綱領は毎朝朝礼時に唱和している。子どもや保護者に対しては入所時にパンフレットを用いて説明している。特に子どもには、子どもの権利ノート「みんなの幸せのために」を使って説明している。</p> <p>単年度の計画は作成されているが、中・長期計画は作成されていない。また、単年度計画も単なる行事計画に留まっている。行事計画としては、子ども向けに手書きのものを作成し、担当者会議で毎月見直し、各行事について結果報告が行われている。今後は事業計画書の中・長期計画で作成し、事業計画の実施状況の確認と見直しを行うことが望まれる。</p>	

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	c
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>施設長の役割は職務分担表で明らかにされている。また「施設長の役割とリーダーシップ」「職員等の意識改革における施設長の役割について」という文書にて、自らの役割と責任を表明している。積極的な研修参加や社会福祉士の資格取得等、専門性の向上に努める姿勢が確認できる。</p> <p>心理担当職員日誌の確認、スーパーバイザーを招いての研修等で養育・支援の質の向上につなげている。</p> <p>経営や業務の効率化と改善に向けては、希望日に休める勤務シフトやトラブル発生時の必要に応じた迅速な配置転換等を行っており、独断では無く現場を確認している。</p> <p>今後は業務改善委員会を立ち上げる計画があり、組織的に取組むことに期待したい。</p> <p>施設運営をとりまく環境の把握は、研修への参加と要保護児童対策協議会での協議で行っている。佐世保市こども未来部が中心となり、医師、弁護士、警察との情報交換も行われている。また、職員が福石小学校のPTA副会長であり、地域のニーズも把握しやすい環境にある。</p> <p>会計事務所の監査が毎月あり、運営上の助言を得ている。子どもの数の推移、入所率の分析等は、児童相談所との打ち合わせを行って把握するよう努めている。</p>	

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	c
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	c
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
(6) 実習生の受入れ	
① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>人事管理について必要な人材や人員体制に関する具体的なプランは立案されていない。社会福祉士等の資格取得については、優先的にスケジュールを組み、受験勉強や受験の体制が取れるよう支援している。</p> <p>人員体制は、ファミリーソーシャルワーカー、個別対応職員、心理担当職員が揃っており、職員の就業状況は、主任、事務職員でチェックが行われている。</p> <p>施設長との年2回の個人面談や希望があれば臨床心理士が職員にも対応する等の連携が取られている。ただし、改善策についてはプランが立案されていないため、今後は具体的なプランニングと人員配置に対する反映が求められる。</p> <p>実習生受入れに関するマニュアルは無いが、実習受入承諾書、実習心得において意義・方針が明らかにされている。</p> <p>実習内容を計画的に学べるプログラムとして社会福祉士のプログラムはあるが、保育士用は現在作成中であり、今後、より効果的なプログラムとなることが待たれる。</p>	

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	c
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	c
(8) 評価と改善の取組	
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>標準的な養育・支援については、「平日日課」として年度初めに全担当職員に提示・説明が行われている。担当会議や引継ノートでチェックする仕組みはあるが、標準的な養育・支援方法のマニュアルが存在しない。今後はマニュアルを整備し、定期的に見直しを行う仕組み作りが望まれる。</p> <p>第三者評価は今回が初めてである。</p> <p>自己評価は今回2回目であり、個別担当職員が担当し、結果を佐世保市こども家庭課へ提出している。人権擁護に関する自己評価は、毎月5グループに分けて実施している。自己評価ではアルバム作成等、現場で効果が出ており、職員間で課題の共有が行われている。</p> <p>今後は改善策の実施状況を評価し、見直し仕組みが確立することを期待したい。</p>	